

## 三重県障害者（児）施設・事業者の業務管理体制の整備の届出に関する要綱

### （趣旨）

第1条 この要綱は、障害者総合支援法（平成17年法律第123号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、障害者総合支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）に定めるもののほか、障害者（児）施設・事業者の業務管理体制の整備の届出に関し必要な事項を定める。

### （業務管理体制の届出）

第2条 障害者総合支援法第51条の2第2項、第51条の31第2項、児童福祉法第21条の5の26第2項、第24条の19の2、第24条の38第2項の規定による届出は、障害者総合支援法施行規則第34条の28第1項、第34条の62第1項、児童福祉法施行規則第18条の38第1項、第25条の23の2第1項及び第25条の26の9第1項に掲げる事項について第1号及び第2号様式により行うものとする。

### （届出事項の変更の届出）

第3条 障害者総合支援法第51条の2第3項、第51条の31第3項、児童福祉法第21条の5の26第3項、第24条の19の2、第24条の38第3項の規定による届出事項の変更の届出は、障害者総合支援法施行規則第34条の28第2項、第34条の62第2項、児童福祉法施行規則第18条の38第2項、第25条の23の2第2項及び第25条の26の9第2項に掲げる事項について第3号及び第4号様式により行うものとする。

### （区分の変更の届出）

第4条 障害者総合支援法第51条の2第4項、第51条の31第4項、児童福祉法第21条の5の26第4項、第24条の19の2、第24条の38第4項の規定による区分の変更の届出は、障害者総合支援法施行規則第34条の28第3項、第34条の62第3項、児童福祉法施行規則第18条の38第3項、第25条の23の2第3項及び第25条の26の9第3項に掲げる事項について第1号及び第2号様式により行うものとする。

### （関係機関への情報提供）

第5条 知事は、第2条から前条までの規定による届出に関し、国、市町村に対して、情報を提供することができる。

### （実施細目）

第6条 この要綱に定めるもののほか、障害者（児）施設・事業者の業務管理体

制の整備の届出に関して必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

## 三重県障害者（児）施設・事業者の業務管理体制の整備の届出に関する要領

### （目的）

第1条 この要領は、「障害者（児）施設・事業者の業務管理体制の整備の届出に関する要綱」（以下「要綱」という。）第6条の規定に基づき、業務管理体制の届出に関し必要な事項を定め、業務の円滑な処理をはかることを目的とする。

### （所管）

第2条 この業務は、子ども・福祉部障がい福祉課（以下「障がい福祉課」という。）が所管する。

### （届出事項の届出先）

第3条 障害者（児）施設・事業者は、要綱第2条から第4条に係る届出を行う場合は、各号様式に関係書類を添え、障がい福祉課に届け出るものとする。

2 障害者（児）施設・事業者は、事業所数の変更により、第3号様式及び第4号様式に記載の「7」又は「8」を追加する必要がある場合は、当該様式の該当項目番号に○印を付け、関係書類を添えて障がい福祉課に届け出るものとする。

### （届出事項に係る事務処理）

第4条 障がい福祉課は、障害者（児）施設・事業者から前条の書類の提出を受けた場合は、記載内容の確認を行うとともに、必要に応じ事業者に指示を行う。届出を受けた場合は、届出事項に誤りがないかの確認を行うとともに、情報のデータ入力及び管理を行わなければならない。

### （届出期日）

第5条 新たに障害者（児）施設・事業者となった者については、障害者（児）施設・事業所の指定を受けた日から14日以内に、要綱2条の届出を行わなければならない。

2 要綱第3条及び第4条に規定された変更に係る届出については、変更が生じた日から14日以内に行わなければならない。

### 附則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

この要領は、令和6年10月1日から施行する。